別紙2

宝くじ収益金の配分見直しについて

宝くじ収益金については、先行的広域事業に係る府の関与に伴い、下記の新たな方法により配分することとする

１．現行の配分率

　　○配分方法：（販売実績割＋昼間人口割）×1/2

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 大阪府 | 大阪市 |
| 配分率（H25収益金額） | 43％（125億） | 50％（143億） |

　　　※販売実績額はH15、昼間人口はH12国勢調査による

　　　　他に堺市に7％（20億）を配分

２．新たな配分率

　　○配分方法：（販売実績割＋夜間人口割）×1/2

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 大阪府 | 大阪市 |
| 配分率 | 50％（＋20億） | 43％（▲20億） |

　　　※販売実績額はH23～H25の平均、夜間人口はH22国勢調査による

　　　　他に堺市に7％（増減なし）を配分

・新たな配分方法については、国勢調査が行われる５年に１回見直しを行うこととする

・なお、府市が相当の理由があると認める場合は、配分方法の見直しについて随時協議を行うことができるものとする